

移動販売支援事業補助金

■内容

市内の事業所が新サービスの展開として、移動販売を開始する場合にかかる経費を補助します。

■補助対象者

次の全てに該当するものが補助対象者となります。

- ・市内に本社又は主たる事業所を有していること。
- ・補助対象となる車輛を使用し、新たに商品の移動販売、サービスの提供(以下「移動販売等」という。)を開始すること。
- ・期限の到来した市税を完納していること。
- ・令和4年3月31日までに事業が完了すること。

■補助率、補助上限、補助対象事業費

●補助対象となる経費

新たに移動販売等を開始するためにかかる経費とし、移動車輛の購入、改造費等を対象とする。ただし、商品の配達のみを行う事業に使用するものは除く。

また、補助対象となる車輛は、荷台を専らその商品の運搬と販売、サービスの提供に用いる車輛とし、自ら元の車輛に戻せない改造を施したものとする。

●補助率 対象経費の1/2

●補助上限 100万円(1,000円未満切捨て)。

※補助対象とならない例

- ・移動車輛の購入のみ(移動販売等を行うための改造等が施されている車輛を除く。)
- ・荷台に商品の陳列棚を乗せただけの車輛
- ・荷台の棚を外したり、座席シートを取り付けたりすることで、簡単に元の車輛に戻せるような改造は補助対象外とする。

■補助金申請の方法

(補助金申請時の提出書類)

- ①補助金交付申請書
- ②かかる経費の内容が分かる見積書の写し
- ③市税の納税証明書

(補助金請求時の提出書類)

- ①補助金実績報告書兼請求書
- ②契約書又は請求書の写し

(裏面あり)

③領収書の写し

④事業の状況が分かる写真

■申請受付期限

令和3年9月 30 日

※当補助金の申請を考えている事業所は、事前に下記担当課へご相談ください。

※申請額が補助金予算額に達した場合は、申請受付を終了させていただきますので、ご了承ください。

お問い合わせ先：十日町市役所産業政策課 産業振興係 (☎025-757-3139)